

葛飾区市民消火隊活動助成金要綱

平成 15 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）内の市民消火隊の活動に必要な経費について助成することにより、その消火活動及び救命救急活動を促進して地域防災力を高め、もって災害時ににおける地域の減災を推進することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、市民消火隊とする。

2 前項の市民消火隊とは、主に震災時における地域の消火活動に当たるため、防災市民組織内の消火隊として住民が自主的に結成し、区に届け出たものをいう。

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象者が行う活動に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 消火活動及びその訓練に要する経費
- (2) 救命救急活動及びその訓練に要する経費
- (3) 市民消火隊の普及及び地域の減災に係る啓発活動に要する経費

(活動助成金の交付額)

第 4 条 1 年度中に交付する助成金の額は、100,000 円を上限とし、助成対象経費の 2 分の 1 の額（当該経費に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする対象者は、葛飾区市民消火隊活動助成金交付申請書（第 1 号様式）により、助成金の交付について、区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することを適當と認めたときは葛飾区市民消火隊活動助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不適當と認めるときは葛飾区市民消火隊活動助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、当該対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 7 条 前条の規定による決定を受けた対象者は、葛飾区市民消火隊活動助成金請求書（第 4 号様式）により、区長に助成金の交付について請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を当該請求をした者に交付するものとする。

(活動助成金の経理)

第8条 助成金の交付を受けた対象者（以下「助成金交付者」という。）は、助成金の収支を明らかにした関係書類を整備しておかなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の関係書類の提出を求めることができる。

(実施報告等)

第9条 助成金交付者は、助成金の交付を受けた年度の末日までに、葛飾区市民消火隊活動助成金実施報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付者が実際に支出した助成対象経費に基づき助成金の額を確定（以下「助成金確定額」という。）するものとする。

3 区長は、第7条第2項の規定により交付した助成金の額（以下「助成金交付済額」という。）が助成金確定額を超えるときは、助成金交付済額から助成金確定額を控除して得た額（以下「返還額」という。）を算出して、葛飾区市民消火隊活動補助金確定通知書兼返還通知書（第6号様式）により当該交付者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、危機管理・防災担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。